

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

廻堰大溜池地区環境配慮計画作成その他業務

## 特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

# 第1章 総 則

(適用範囲)

## 第1-1条

国営土地改良事業地区調査廻堰大溜池地区環境配慮計画作成その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

## 第1-2条

本業務は、国営土地改良事業地区調査廻堰大溜池地区において環境配慮調査を実施し、環境との調和への配慮に関する取組計画である環境配慮計画(案)を作成するものである。

(場 所)

## 第1-3条

本業務において対象とする場所は青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡鶴田町で、別添「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

## 第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) 準備作業         | 1式 |
| (2) 環境配慮調査の実施    | 1式 |
| (3) 環境配慮計画(案)の作成 | 1式 |
| (4) 照査           | 1式 |
| (5) 点検とりまとめ      | 1式 |

(土地への立入り等)

## 第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

## 第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

## 第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農村地域・資源計画

	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-8条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村環境 農業-農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画の作成時
- 2) 環境配慮調査（春季調査）の調査結果とりまとめ時
- 3) 環境配慮調査（夏季調査）の調査結果とりまとめ時
- 4) 環境配慮計画（案）の原案作成時
- 5) 報告書原稿作成時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

#### 第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

#### 第1-12条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

#### 第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成27年5月
2	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	令和7年4月

なお、期間中に改定等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

## 第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

## 第2-3条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

## 第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

貸与資料	数量
国営西津軽農業水利事業 事業誌	1部
国営岩木川左岸農業水利事業 事業計画書	1部
国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌	1部
令和6年度地域整備方向検討調査岩木川左岸二期地域経済効果算定その他業務 報告書	1部
岩木川左岸二期地域(廻堰大溜池)環境配慮調査方針	1部
岩木川左岸二期地域(廻堰大溜池)環境配慮基本方針(案)	1部
環境配慮計画(案)(他地区)	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

## 第2-5条

第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

## 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

- (1) 準備作業 1式
- (2) 環境配慮調査の実施 1式
- (3) 環境配慮計画(案)の作成 1式
- (4) 照査 1式
- (5) 点検とりまとめ 1式

(作業の留意点)

### 第3-2条

業務の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 環境配慮計画(案)の作成は、令和8年12月を目途とし、詳細については、監督職員と確認するものとする。
- (4) 報告書の取りまとめにあたっては、作業項目毎に作業内容等の要約版を作成するものとする。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ(環境配慮調査(春季調査)の調査結果とりまとめ時)
第3回	中間打合せ(環境配慮調査(夏季調査)の調査結果とりまとめ時)
第4回	中間打合せ(環境配慮計画(案)の原案作成時)
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部  
このほか、この成果物に含まれる個人情報の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部提出するものとする。
- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)  
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2  
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間に変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。
- (8) その他

## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第7-1条

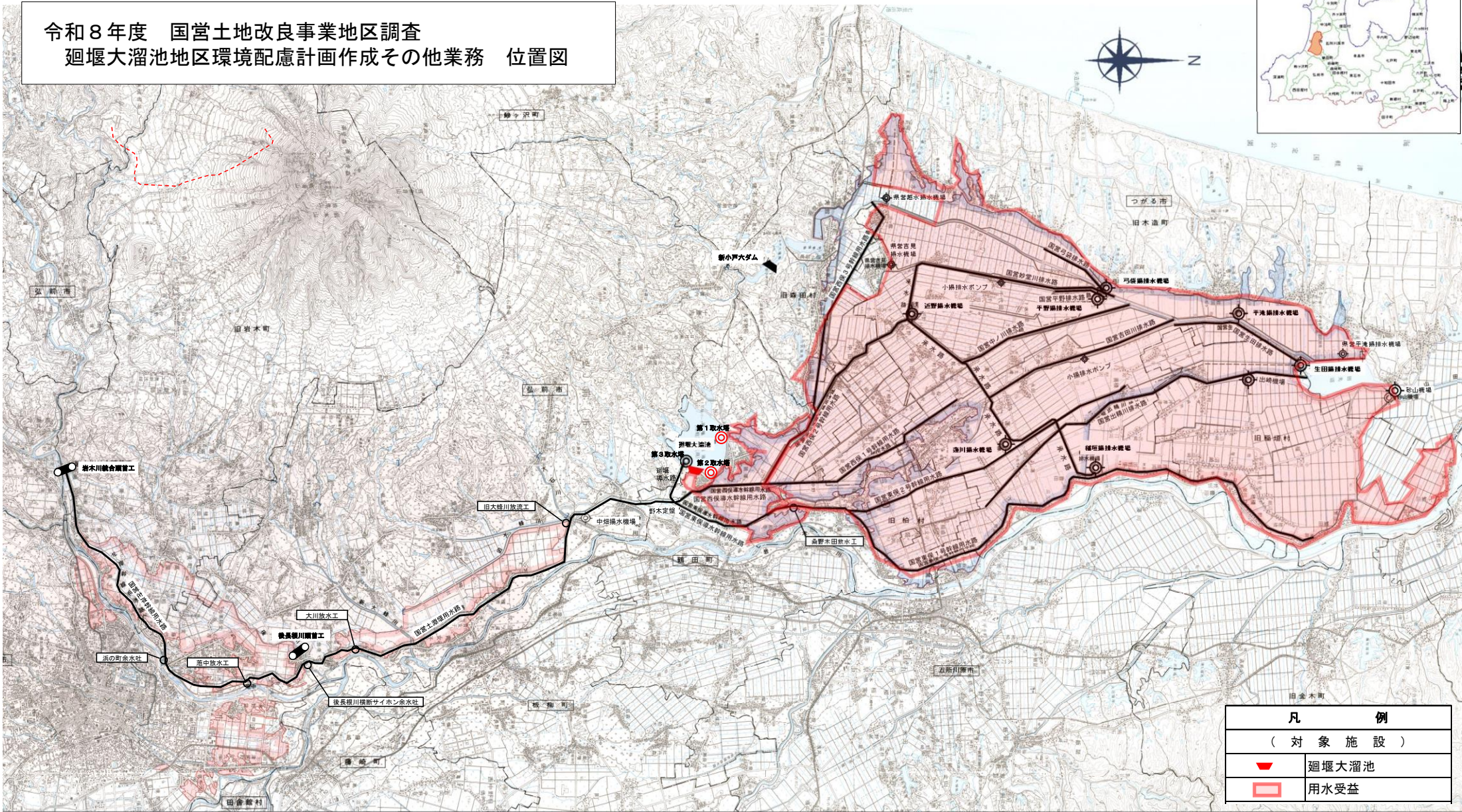
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



位置図



令和8年度 国営土地改良事業地区調査  
廻堰大溜池地区環境配慮計画作成その他業務 位置図



凡 例	
( 対 象 施 設 )	
	廻堰大溜池
	用水受益



[作業項目内訳表]

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1 準備作業		
1-1 現地踏査	作業に必要な現地踏査を行い、地域の状況を把握する。	○
1-2 資料の検討	作業のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○
2 環境配慮調査の実施	発注者から貸与する岩木川左岸二期地域（廻堰大溜池）環境配慮調査方針に基づいて、別紙 2 調査の実施時期・調査方法により、春季（6月）、夏季（7月～8月）の調査を行い、別紙 3～7 の様式にとりまとめる。	○
3 環境配慮計画（案）の作成	<p>発注者から貸与する他地区の環境配慮計画（案）を参考に、廻堰大溜池地区環境配慮基本方針及び上記 2 の調査結果を基に、以下の項目についてとりまとめ本地区の環境配慮計画（案）を作成する。</p> <p>（1）地区概要と地域環境の概要  （2）調査結果と配慮すべき環境要素  （3）環境配慮の理念と配慮方策等  （4）環境配慮の推進方策  （5）地域づくりの取組に関する構想  （6）環境配慮の検討体制</p>	○
4 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。	○



## &lt;調査の実施時期&gt;

施設名	整備方針	生態系 <sup>※1</sup>						景観 <sup>※1</sup>
		鳥類	は虫類 両生類	魚類	底生動物	昆虫類	植物	
廻堰大溜池	改修	4季 春, 夏, 秋, 冬	3季 春, 夏, 秋	3季 春, 夏, 秋	3季 春, 夏, 秋	3季 春, 夏, 秋	3季 春, 夏, 秋	4季 春, 夏, 秋, 冬

※生態系・景観の調査時期は、春季（6月）及び夏季（7月～8月）とする。

## &lt;調査方法&gt;

調査対象		調査方法名	調査方法の概要
生態系	鳥類	定点調査法	堤体上に任意の定点を設定し、見渡せる範囲を観察する。目視、鳴き声を確認した種を記録する。
	は虫類 両生類	目撃法、捕獲法	踏査による目撃法、捕獲法で確認した種を記録する。鳴き声、脱皮殻等からも種を推測する。
	魚類	網などによる捕獲	調査環境に応じて、適宜、移動漁具(タモ網、サデ網、投網等)や固定漁具(セルビン、カゴ網、定置網、刺網等)を用いて捕獲した種を記録する。
	底生動物	定性採集	調査環境に応じて、適宜、タモ網やサデ網、採泥器、カニかご等を用いて採取した種を記録する。 現地において同定が困難な種は持ち帰り、室内で分析する。
	昆虫類	任意採集法	踏査による見つけ取り法(肉眼で見つけて採集する方法)や、スウィーピング法(草や木の先端を捕虫網ですくい取る方法)、ビーティング法(木の枝や草などを叩いて落下した昆虫類を採集する方法)等により調査を行う。
	植物	植物相調査	調査範囲を踏査し、目視により確認した種を記録する。 現地において同定が困難な種は、サンプルを採取し、室内で分析する。
景観	写真撮影		整備対象施設を対象に視点場(近景、中景、遠景)を設定し、視点場からの施設の見え方について写真撮影により定点記録する。
	測色調査		整備対象施設及び施設周辺の景観構成要素の色彩について色票を用いた視感測色を行い、マンセル表色系 <sup>*</sup> で数値的に整理する。

## 廻堰大溜池 生態系調査範囲

### ■整備予定地の環境

西津軽の平坦な水田地帯に位置するため池で、池の周囲は11kmあり、堤は延長4.2kmと日本一の長さを誇る。堤体の上流側は捨石護岸となっている。

### ■調査の留意事項

鳥類：堤体上に任意の定点を設定し見渡せる範囲を観察して、ため池内の水のある範囲と堤体内に生息するすべての個体の位置と種名を図示し整理する。

は虫類・両生類：堤体法面全域及び非かんがい期は取水塔を中心(半径50m)に陸地化した範囲を含め、確認した種を記録する。

魚類・底生動物：かんがい期は固定漁具を設置しやすい取水塔中心に可能な範囲(半径50m)で調査を行い、貯水位が下がる非かんがい期は、取水塔を中心(半径50m)で適宜漁具を選択して調査を行う。

昆虫類：堤体法面全域を踏査し確認した種を記録する。

植物：堤体法面全域及び非かんがい期は取水塔を中心(半径50m)に陸地化した範囲を含め、陸生、水生植物の確認した種を記録する。



非かんがい期(9月撮影)に貯水位が下がり陸地化した状況



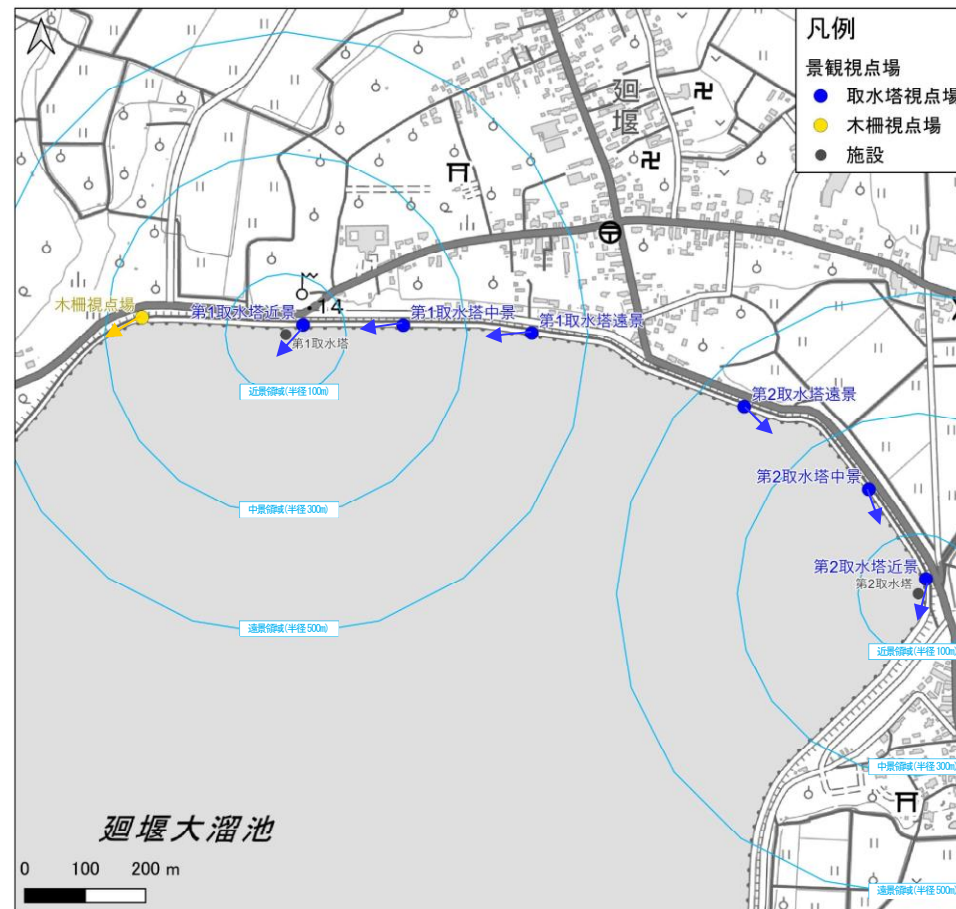
廻堰大溜池 生態系調査範囲

## 廻堰大溜池 景観調査 視点場の設定

### ■視点場設定の考え方

周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、改修により色彩や形状の検討が想定される第1・第2取水塔を対象に近景、中景、遠景の視点場を設定する。

堤体上には前歴事業において周辺景観との調和に配慮した安全柵(木柵)が設置されているため、木柵を視認できる地点にも視点場を設定する。



廻堰大溜池 景観調査視点場



第1取水塔近景



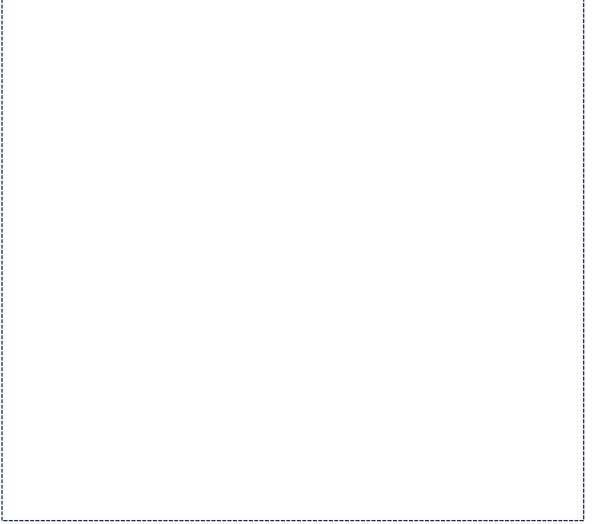
第1取水塔遠景



木柵視点場



## 把握地点位置図及び把握地点の写真（各把握地点ごとに作成する）

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）	把握日	年 月 日	天候	
把握地点位置図					
(1/25,000 地図に示す)					
把握地点の写真					
					
(撮影日：〇〇年〇〇月〇〇日)			(撮影日：〇〇年〇〇月〇〇日)		

## 確認した生物種数（現地把握地点、ルートごとにとりまとめる）

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）		
把握日	令和 年 月 日	天候	
把握結果の概要			
区分	確認種数及び希少種		備考
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		
は虫類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		
両生類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		
魚類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		
昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		
貝類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		
甲殻類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		
鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認種数 : (5種)</li> <li>・希少種 : (1種〇〇〇)</li> <li>・その他 : (外来種)</li> </ul>		

備考には、採取した方法とその採取方法を採用した理由を明記すること。

※ 外来種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法」で指定された種(特定外来種・要注意生物)と、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(動物・植物)とする。

確認した生物リスト（現地把握地点、ルートごとに取りまとめる）  
 確認生物種一覧

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（                      ）			把握年月日	年	月	日
区分	目	科	属	種	確認個体数	備考(写真番号)	
は虫類							
両生類							
魚類							
昆虫類							
貝類							
甲殻類							
鳥類							



現地把握において確認された生物種の写真

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）